

被災者の生活となりわい支援のためのパッケージ

令和8年8月27日

令和8年熊本地震非常災害対策本部

1. 基本方針

令和8年7月28日夕方、熊本県熊本地方を震源とする最大震度7の地震が発生し、熊本県を中心に甚大な被害が生じた。被災地は、平成28年熊本地震、令和2年7月豪雨、令和7年の大雨に続き、今般の災害によって、いわば「四重苦」に見舞われた。

政府では、発災直後から非常災害対策本部を設置し、被害状況の把握、救命救助や捜索活動、インフラの応急復旧、停電、断水等の解消に努めてきた。また、内閣府の「ふるさと防災職員」を始め、多くの職員を現地に派遣して、災害関連死の防止に尽力し、8月4日には、災害対応を強化するため、242億円の予備費の使用を決定した。

しかし、今なお、多くの方々が猛暑の中で厳しい避難生活を余儀なくされている。

被災された方々が一日も早く平穏な生活を取り戻すことができるよう、ここに、緊急に対応すべき施策を「被災者の生活となりわい支援のためのパッケージ」として取りまとめた。

政府は、これらの施策を速やかに実行に移すとともに、必要となる財政措置については、復旧・復興の段階に合わせ、被災地のニーズを受け止めながら、令和8年度予算の一般予備費などを活用し、機動的・弾力的に手当てしていく。

被災地の声にしっかり耳を傾け、「できることは、すべてやる」という決意で被災者の生活となりわいの再建支援に全力を尽くす。

2. 緊急対応策

(1) 生活の再建

○避難生活環境の改善

被災地では、災害救助法による食品の給与、医療、福祉サービスの提供等のほか、国・応援職員・民間事業者等による給水、入浴支

援、避難所運営支援などが行われている。引き続き、病院等も含めて給水ニーズを的確に把握し、国・応援自治体・日本水道協会・水資源機構等で連携して、給水車や可搬式浄水装置等を活用したきめ細やかな応急給水を実施する。さらに、災害時健康危機管理支援チーム（DHEAT）による指揮調整の支援の下、保健師等チームや日本栄養士会災害支援チーム（JDA-DAT）などによる避難者の健康管理や熱中症対策等を実施するとともに、災害時感染制御支援チーム（DICT）等により避難所等における適切な衛生環境や感染症対策を助言する等、感染症の発生及びまん延を防止する。

また、熊本県や関係市町、獣医師会などと連携し、避難所等におけるペットの一時預かり拠点の整備等の支援を行う。

物資については、地方公共団体からの要請を待たずに、物流事業者の協力も得ながら、食料、飲料、液体ミルク、おむつ、生理用品、段ボールベッド、パーティションやブルーシート等をプッシュ型で届けている。また、スポットクーラーや熱中症対策用品、水循環シャワー等の確保・輸送に加えて、「道の駅」に配備している防災用コンテナ型トイレの派遣やトイレカー、キッチンカー、ランドリーカー等の派遣調整にも取り組んでいる。今後は、熊本を含む各地での次なる大規模災害に迅速に対応できる態勢整備を図りつつ、被災地における物資の充足状況やニーズを踏まえて、プル型支援へと移行する。

さらに、良好な生活環境の確保のため、熊本県及び熊本市において、地域内外のホテル・旅館等への二次避難の取組が行われている。業界団体等の協力の下、ホテル・旅館等を確保し、地方公共団体の負担を軽減しつつ、旅客運送事業者の協力により、すべての希望者のホテル・旅館等への二次避難を支援する。あわせて、帰省者や復旧作業員等による宿泊需要の増加を踏まえ、8月中の災害救助法によるホテル・旅館等の利用額の基準を特例的に11,000円から18,000円に引き上げ、今後も実勢に応じた弾力的な基準の見直しを行うことにより、ホテル・旅館等への二次避難の取組を支援する。

また、生活環境を整えた上で避難者を受け入れる、拠点避難所の環境整備を支援するとともに、避難者の学校や病院等への移送支援を行う。

震災に便乗した犯罪から被災者を守り、ホテル・旅館等への二次避難などによって自宅周辺から離れる不安の解消を含め、安全・安

心を確保するため、被災地への警察官の派遣、防犯カメラの設置等、防犯対策を強化する。

○住まいの確保

罹災証明書の早期交付や被災者の負担軽減等のため、申請に係る写真添付を原則不要とする等の柔軟な対応を行うとともに、行政書士、不動産鑑定士、他地方公共団体の罹災証明事務に関するマネジメント業務の経験者（罹災証明コーディネーター）や応援職員等による人的支援を推進する。

自宅の修理によって元の生活に戻れる方々には、住宅の緊急修理・応急修理への支援を行う。

家屋を解体する場合、今般の災害が特定非常災害に指定されたことから、全壊家屋に加えて、半壊家屋の解体についても支援する。また、被害の大きい地方公共団体の負担を軽減するため、技術支援や人的支援を行う。

応急仮設住宅の建設に当たっては、ニーズに応じて、プレハブ仮設や木造仮設住宅を活用するとともに、なりわいの継続に有効な被災者の自宅敷地における仮設住宅の建設に向け支援する。また、不動産関係団体等とも連携し、被災者が利用可能な応急的な住まい（民間賃貸住宅、公営住宅、UR賃貸住宅、国家公務員宿舎）等を確保する。

住宅の再建・改修等への支援としては、被災者の住宅に関する相談窓口の設置・現地相談等の実施への支援、応急的な住まい等についての被災者への情報提供、耐震性が不足した住宅・建築物に対する耐震基準を満たすための改修への支援、住まいを再建する場合の建築確認・検査の申請手数料の減免を行う指定確認検査機関への支援、住宅金融支援機構による住宅ローンの返済猶予や低利融資の実施、被災地の被害状況等に応じた災害公営住宅の整備等を行う。

熊本県で多くの住家が失われたことを踏まえ、被災者生活再建支援法の適用を速やかに決定したところであり、住居が全壊した世帯等に対して最大300万円の被災者生活再建支援金を迅速に支給する。

また、災害により亡くなられた方の遺族に対する災害弔慰金や重度の障害を受けた方に対する災害障害見舞金を支給するとともに、生活再建のための災害援護資金の貸付けを行う。

○災害廃棄物の処理

大量の災害廃棄物が発生していることを踏まえ、その広域処理に係る調整・支援を行うとともに、地方公共団体に対する財政支援、人的・技術的支援を実施する。また、港湾における災害廃棄物の仮置場の確保等を支援する。

被災した廃棄物処理施設の復旧を支援する。

○切れ目のない被災者支援

被災者一人一人の主体的な自立・生活再建を支援する災害ケースマネジメントの取組を推進するため、地方公共団体への周知・技術的助言や、専門家や関連団体との連携体制の構築を支援し、応急仮設住宅への入居者、車中泊・在宅等の避難者も含め、様々な生活課題を抱える被災者に寄り添った見守りや日常生活上の相談支援等を包括的に行う。また、被災者の孤独・孤立対策への支援を行う。

在宅高齢者等への介護支援専門員等による個別訪問や関係支援機関との連携による支援などを行う。

要配慮者の医療・介護・福祉ニーズについては、災害派遣医療チーム（DMAT）や災害派遣福祉チーム（DWAT）、介護職員等の応援派遣等の連携により、きめ細かく対応する。また、被災者の心のケアを実施するため、災害派遣精神医療チーム（DPAT）の派遣や精神保健サービス等への支援を行うとともに、精神保健福祉センター等の支援体制の強化を図る。

さらに、DMAT、DPAT、日本医師会災害医療チーム（JMAT）、全日本病院医療支援班（AMAT）、日本災害歯科支援チーム（JDAT）、日本災害リハビリテーション支援協会（JRAT）、災害支援ナース等の医療支援チームの活動や看護師の派遣の支援等により、医療の確保を支援する。

また、医療や介護、障害福祉サービス、保育、児童入所施設などについて、患者等の窓口・利用者負担や保険料の減免等ができるよう、地方公共団体等への支援を行う。

被災した妊産婦や乳幼児等の心身の健康等に関する相談支援体制の確保や、こどもの心の負担軽減や回復等を支える居場所づくりへの支援を行うとともに、転園手続なく他の保育所等を利用できることなどについて情報提供を行う。また、こどもの学びが途切れないう、地方公共団体や民間団体等が提供する学習・体験活動等を支援する。さらに、教職員の加配やスクールカウンセラー等の追加配置によって、児童生徒等に対する学習支援や心のケアを促進すると

ともに、教員の負担軽減等を行う。

被災によって就学困難・通学困難となった児童生徒等への必要な支援を実施するとともに、家計が急変した学生等の修学機会確保のために授業料等減免や給付型奨学金、貸与型奨学金の緊急採用等を行う。

特定非常災害への指定により、被災者の権利利益の保全（被災者の運転免許証の有効期間延長など）等を図るとともに、本制度を広く周知する。

自動車検査証の有効期間の伸長等、自動車関係手続等についての弾力的運用、金融機関における取引や携帯電話の契約において必要となる本人確認に係る特例措置や、被災により紛失したマイナンバーカード再発行に係る手数料の無料化措置等を講ずる。

行政相談センターによる生活支援情報の提供や被災者からの相談への対応、日本司法支援センター（法テラス）における無料法律相談、行政書士による被災者の生活再建に向けた支援等を行う。

災害に乗じた消費者被害を防ぐため、消費生活相談窓口整備への支援、災害に便乗した悪質商法等の注意喚起等を実施する。

ボランティア等が円滑に支援活動を行えるよう、災害ボランティアセンター等の運営費用や被災者支援団体の交通費を支援する。

公益法人が迅速に支援を行えるよう、法人が寄附、助成、ボランティア活動等を行う場合に、事後届出で可能とする。

外国人技能実習機構本部等に設置した特別相談窓口において、被災した技能実習生等からの相談に対応するとともに、実習を継続できない技能実習生に対する円滑な転籍支援等を行う。

○金融支援・税制上の対応等

金融機関等に対して、預金通帳等を紛失した場合の柔軟な本人確認による預金の払戻し、貸出金の返済猶予等の条件変更対応、保険証券を紛失した場合の照会窓口設置等による保険金支払い等の迅速化や保険料払込みの猶予期間の延長等を促す。

被災者の住宅ローン等の免除・減額を含む債務整理を円滑に行うことで生活や事業の再建を支援するため、「自然災害による被災者の債務整理に関するガイドライン」を周知・広報するとともに、その手続費用を補助する。金融相談ダイヤルを通じて被災者からの相談を受け付ける。

都道府県社会福祉協議会が実施する生活福祉資金貸付の対象を、低

所得世帯等から被災世帯まで拡大するとともに、貸付要件の緩和を行うなど災害時特例措置を講ずる。

国税に関する申告や納付等の期限延長、納税者の実情に応じた申告相談等を行うとともに、地方税についても、国税に準じた期限延長や減免措置等適切な対応をとるよう、各地方団体に対し要請する。

○自衛隊・警察・消防等による被災者支援活動

自衛隊による給水支援、入浴支援等の災害派遣活動、警察による防犯パトロールや避難所における相談対応等の災害警備活動、円滑な物資輸送に向けた交通規制、消防による消防活動などの被災者支援活動を行う。また、救難活動に係る航空法の柔軟な運用を行う。

(2) なりわいの再建

○被災事業者等の支援

被災した中小・小規模事業者等による工場・店舗や生産機械などの施設・設備の復旧について、繰り返す大規模災害による重複被災が生じたことを踏まえた特例として、自治体連携型補助金等における補助対象事業者の範囲や多重被災された方々への支援の在り方を柔軟化し、自治体連携型補助金等を通じて、なりわい再建支援補助金並みの高い補助率での支援を行う。地方公共団体等の負担を軽減するため、窓口の一元化を図る。加えて、小規模事業者持続化補助金（災害支援枠）を通じて、被災した小規模事業者等の事業再建のため、商工会・商工会議所の支援を受けて経営計画を策定して実施する機械装置等の復旧や販路再開に向けた取組等に要する経費の一部の補助を行う。また、中小・小規模事業者の早期事業再開を支援するため、地方公共団体が整備する仮設施設に必要な費用を助成し、計画・設計等の協力を行う。

商店街について、アーケード・街路灯等の復旧、集客イベントの開催等賑わいの創出を図るための取組を支援する。

酒類業者について、被災状況等を踏まえつつ、被災酒類に係る酒税相当額の還付手続の特例措置等を実施するほか、酒蔵等への技術支援を行う。

また、災害関係保証及びセーフティネット保証4号の適用や、小規模企業共済の契約者に対する低利貸付等の資金繰り支援とともに、

日本政策金融公庫等による災害復旧貸付については、中小企業に係る局地激甚指定を受けた市町の中小・小規模事業者を対象に特段の措置として、0.9%の金利引下げを実施する。

日本政策金融公庫、商工組合中央金庫、信用保証協会、熊本県中小企業団体中央会、よろず支援拠点等に特別相談窓口を設置し、これらを含む支援策を案内するとともに、中小企業基盤整備機構において専門家による経営・事業運営に係る助言やアドバイザー派遣を行う。

既存融資に係る返済猶予等の貸付条件の変更なども含め、官民金融機関において、災害の影響を受けた事業者に最大限寄り添ったきめ細かな資金繰り支援を徹底するとともに、中小企業活性化協議会において、債務調整支援などを通じた事業再生等の支援を実施する。

既往債務が負担となり、事業再建に必要な新規資金調達が困難になる、いわゆる多重債務問題に対応するため、地域金融機関とも協議の上、地域経済活性化支援機構（REVIC）や中小企業基盤整備機構等を活用したファンドを含む様々な金融ツールを検討する。

日本政策投資銀行（DBJ）においても、前回の地震の際の対応も踏まえつつ地域金融機関等とも連携・協働し、様々な金融ツールを検討し、必要な措置を実施する。

被災地における生産機能の回復に向けて、被災した工場等やその復旧の状況を踏まえ、官民で連携しながら、必要な支援策の検討を行う。また、産業振興の観点から、既定の補助金において震災による財務影響への配慮を行うほか、被災地の復興の実情を丁寧に把握した上で、必要に応じて熊本県に立地する半導体産業も含めた更なる支援を検討する。

○農林漁業者の支援

農業については、共同利用施設や卸売市場施設の再建・修繕、それに伴う施設の撤去、再編集約・合理化などに要する経費について支援を行うほか、被災農業者の営農継続に向けて、種子・種苗等の資材調達、追加防除・施肥、農業用機械・施設の再取得・修繕に要する経費を支援する。

畜産・酪農については、簡易畜舎の整備、飼養管理施設・機械等の補改修、畜産用の発電機や揚水ポンプの借上げ、乳房炎対策等の支援を行う。

林野関係については、山地災害発生の危険性が高い荒廃地における治山対策・森林整備、木材加工流通施設、特用林産振興施設等の復旧等のほか、販売先が被災した製紙用チップ等の滞留解消を図るため、新たな販売先の確保に向けた支援を行う。

水産業については、災害復旧と連携した漁港施設用地の機能回復等、共同利用施設（荷さばき施設、冷凍冷蔵施設など）等の整備、整備に伴う撤去、養殖施設の復旧及び強靱化等に向けた資機材の導入を支援する。

また、水路や農道の法面の崩壊や沈下等に対する応急措置、農地周りの施設の被災箇所の補修・復旧等の地域共同の活動や農業水利施設等について緊急的に必要な点検・調査等を支援する。

農林漁業者等に対する資金繰り支援のため、災害関連資金について、貸付当初5年間の金利負担軽減、実質無担保・無保証人化、農林漁業セーフティネット資金等について、貸付限度額の引上げ等を行う。あわせて、農業共済・収入保険等に係る早期支払やつなぎ融資の周知、掛金等払込期限の延長等を農業共済団体等に要請する。

○観光関連産業の復興に向けた支援

九州運輸局内に設置している特別相談窓口において、被災した観光関連事業者に対し、活用可能な支援策の紹介等を行う。

また、風評対策として、各地方公共団体との連携の下、ウェブサイトやSNSを通じ、宿泊施設・観光施設等の運営・営業状況に関する正確な情報発信を行うとともに、観光復興・九州地域全体の誘客に資する訪日プロモーションを実施する。

九州地方における観光復興をいち早く遂げるため、旅行・宿泊料金の割引支援策「九州応援割（仮称）」を実施し、観光需要を喚起する。それに先駆けたつなぎの対応として、外食需要の早期回復に向けた熊本県による時宜を得た機動的かつ集中的な取組を、国としても支援する。

観光拠点・観光資源の再生に向けて、復旧後の誘客促進を図るための観光コンテンツ造成を支援する。

○地域の雇用対策等

今般の地震により影響を受けた企業における雇用維持を支援するため、雇用調整助成金について特例措置を講ずる。

災害救助法の対象地域において、災害により就労継続が困難とな

る労働者等に対する雇用保険の基本手当（失業手当）の特別措置を実施する。

熊本労働局、ハローワーク等の特別労働相談窓口において、雇用維持や人材開発にかかる支援策の活用などを含め、事業主や労働者からの労働相談に対応する。

このほか、金融商品取引法に基づく有価証券報告書等の開示書類について、提出期限の延長の措置等を実施する。

（３）災害復旧等

○公共土木施設等の迅速な災害復旧

国直轄の施設等の復旧を行うとともに、８月７日、今般の災害を公共土木施設や農地等に係る激甚災害に指定し、河川、砂防、治山、海岸、上下水道、道路、公園、港湾、漁港、公立学校、公営住宅等や、農地・農業用施設、林道等の災害復旧事業について、地方公共団体等が安心して事業を進められるよう、国庫補助率のかさ上げ等を措置するなど、公共土木施設や農地等の早期復旧を支援する。

また、再度災害防止の観点から必要な改良復旧を実施する。

国のリーダーシップのもと、上下水道施設の早期復旧に向けた支援体制構築・技術職員派遣を行う。また、宅内配管の修繕を適切に実施できる業者を住民へ周知するなどの取組を実施する。

さらに、井戸については、被災状況把握・復旧方針等の検討に係る調査を行い、その結果を踏まえ、地域の生活用水の早期確保に資するものについて、洗浄・補修に対する支援を行いつつ、県外工事業者などによる修繕等に係る掛かり増し経費を支援する。

災害査定については、「大規模災害時の災害査定の効率化」の事前ルールに基づき、机上査定限度額の引上げ、設計図書の簡素化や申請時の積算を不要とする早期確認型査定等を行い、地方公共団体の災害査定や工事着手に要する業務・期間等を縮減する。

国土交通省の緊急災害対策派遣隊（TEC-FORCE）、農林水産省サポート・アドバイsteam（MAFF-SAT）等を派遣し、被災状況調査や復旧方法の助言等を通じ、災害復旧の迅速な実施を支援するとともに、災害対策用機械等による支援を実施する。

八代港については、国による管理代行により係留施設等の利用調整や応急復旧を実施するとともに、港湾機能の早期復旧のために国

と港湾管理者が連携して取り組む。

これらの事業等に当たって、正確な位置情報を提供できるよう、復旧測量を実施する。また、被災地に特化した防災気象情報の提供やニーズをとらえた説明等を行う。

○公共施設・公益施設等の災害復旧

医療施設、学校施設（ICT環境を含む）、庁舎、社会教育施設、文化財、社会福祉施設、交通安全施設、工業用水道、防疫用設備、衛生施設等の災害復旧を支援する。

放送・通信設備等の復旧支援を行うとともに、災害対策用通信機器や臨時災害放送局用設備について、ニーズに応じて速やかに貸与する。

被災地における生活再建に不可欠なSS（サービスステーション）、油槽所、LPガス供給拠点の設備の復旧を支援する。

○交通の確保

被災した鉄道の早期復旧を図るため、鉄道事業者による災害復旧に係る費用を支援するとともに、技術的支援を行う。

被災地における移動手段を確保するため、バスによる代替輸送等について必要に応じて事業者との調整や費用の支援を行う。

新幹線の運休に伴う代替輸送手段を確保するため、航空機による臨時便の運航について事業者との調整を行う。

被災直後からの交通の確保や復旧支援のため、関係機関が連携し、迂回呼びかけ等の被災地周辺の交通を円滑にする取組や迅速な特殊車両通行許可を行う。

○復興まちづくり

被災地の被害状況に応じて、宅地の安全性向上や復興まちづくりに向けた地方公共団体の取組を支援するとともに、都市再生機構による技術支援を行う。

また、被災地のニーズに応じて、復旧・復興事業を行うために必要な応援職員について、中長期的な派遣を行う。

発災時に熊本県の被災市町村に委嘱されていた地域おこし協力隊員については、任期上限を特例的に1年の延長を可能とする。

今般の地震の原因とされる日奈久断層帯について、今後被害をもた

らす地震発生の可能性を早急に調査する。

避難所の運営や地方公共団体における災害応援、庁舎などの公共・公用施設（自治公民館を含む。）の災害復旧、災害廃棄物処理など、地方公共団体における住民支援や行政機能の維持及び復旧・復興のために必要となる様々な財政需要を的確に把握し、適切に地方財政措置を講ずる。また、平成28年熊本地震において熊本県が設置する復興基金に対する地方財政措置が講じられたこと等を踏まえた検討を行う。

あわせて、被災地方公共団体の資金需要などのニーズをとらえ、その財政運営に支障が生じないように、適切に対応する。

災害対策に従事する者が現場において必要な活動ができるようにするため、宿泊場所や休憩拠点を含む活動環境の改善に取り組み、災害対策に従事する者の健康の確保に取り組む。

各種支援策については、情報を必要とする方に確実に届くよう、被災地・被災者の目線に立ち、様々な手段を活用して、分かりやすく丁寧な情報提供を行う。また、被災地におけるインターネット上の偽情報・誤情報対策のため、適時適切な情報発信を行う。

今回の災害対応を教訓とし、被害状況やニーズの迅速な把握、避難所以外も含めた避難生活環境の改善や見守り、ラストワンマイルまでの確実な物資輸送、切れ目のない被災者支援、防災DXの推進などについて、産官学民のあらゆる力を結集して事前防災を推進する。